

# 福岡県公報

平成二十九年二月十七日  
第三千八百六十八号  
増刊  
①

## 目次

### 人事委員会

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

### 人事委員会

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年二月十七日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

### 福岡県人事委員会規則第一号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則(平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一特別の法律により設立された法人の項中

「社会福祉法人福岡県厚生事業団」を  
「社会福祉法人福岡県厚生事業団  
地方公共団体金融機構」に改める。

別表第二中「福岡農産物通商株式会社」を「九州農産物通商株式会社」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。